岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和6年12月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第82号

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例(平成12年岩手県条例第17号)の一部を次のように改正する。

			改正前						改正後		
別是	表第7(第	52条関係)				別	表第7(第	第2条関係)			
		道	直路交通法関係事務	8手数料				道	鱼路交通法関係事 務	务手数料	
		事 務		名 称	金額		事務名称金額				
	[略]						[略]				
	5 法第	大型自動車	法第97条の2第	[略]	1,550円		5 法第	大型自動車	法第97条の2第	[略]	1,650円
	89条第	免許、中型	1項第1号又は				89条第	免許、中型	1項第1号又は		
	1項の	自動車免許	第2号に該当し				1項の	自動車免許	第2号に該当し		
	運転免	又は準中型	て同項の適用を				運転免	又は準中型	て同項の適用を		
	許試験	自動車免許	受ける場合				許試験	自動車免許	受ける場合		
		に係る試験	法第97条の2第	[略]	1,900円			に係る試験	法第97条の2第	[略]	1,950円
			1項第3号又は		道路交通法施行令				1項第3号又は		道路交通法施行令
			第5号に該当し		(昭和35年政令第				第5号に該当し		(昭和35年政令第
			て同項の適用を		270号。以下この表				て同項の適用を		270号。以下この表
			受ける場合		において「施行令				受ける場合		において「施行令
					」という。) 第33						」という。) 第33
					条の6の2第6号						条の6の2第6号
					に掲げるやむを得						に掲げるやむを得
					ない理由のため <u>免</u>						ない理由のため <u>免</u>
					<u>許証の更新</u> を受け						許証等の更新を受
					ることができなか						けることができな

	1		
			った者に対する試
			験である場合
			800円
	法第97条の2第	[略]	4,100円
	1項の適用を受		法第97条第1項第
	けない場合		2号に掲げる事項
			<u>について行う試験</u>
			を公安委員会が提
			供する自動車を使
			用して受ける場合
			6,600円
普通自動車	法第97条の2第	[略]	1,750円
免許に係る	1項第1号又は		
試験	第2号に該当し		
	て同項の適用を		
	受ける場合		
	法第97条の2第	[略]	1,900円
	1項第3号又は		施行令第33条の6
	第5号に該当し		の2第6号に掲げ
	て同項の適用を		るやむを得ない理
	受ける場合		由のため <u>免許証の</u>
			<u>更新</u> を受けること
			ができなかった者
			に対する試験であ
			る場合 <u>800円</u>
	法第97条の2第	[略]	2,550円
	1項の適用を受		法第97条第1項第
•			·

	法第97条の2第 1項の適用を受 けない場合	[略]	かった者に対する 試験である場合 750円 3,900円 技能試験を公安委 員会が提供する自 動車を使用して受ける場合 6,900円
普通自動車 免許に係る 試験	法第97条の2第 1項第1号又は 第2号に該当し て同項の適用を 受ける場合	[略]	1,900円
	法第97条の2第 1項第3号又は 第5号に該当し て同項の適用を 受ける場合	[略]	1,950円 施行令第33条の6 の2第6号に掲げ るやむを得ない理 由のため <u>免許証等</u> の更新を受けるこ とができなかった 者に対する試験で ある場合 750円
	法第97条の2第 1項の適用を受	[略]	<u>2,500円</u> 技能試験を公安委

	けない場合	[mt]	2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合3,350円
特定第一種 運転免許 (大型特殊自	法第97条の2第 1項第2号に該 当して同項の適	[略]	1,750円
動車免許、	用を受ける場合		
輪車免許、 普通自動二	法第97条の2第 1項第3号又は 第5号に該当し て同項の適用を 受ける場合	[略]	1,900円 施行令第33条の6 の2第6号に掲げ るやむを得ない理 由のため <u>免許証の</u> 更新を受けること ができなかった者 に対する試験であ る場合
二種免許若 しくは牽引 第二種免許 に係る試験		[略]	る場合800円2,600円法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合4,050円

	けない場合		員会が提供する自 動車を使用して受 ける場合 <u>3,300円</u>
運転免許(大型特殊自	法第97条の2第 1項第2号に該 当して同項の適 用を受ける場合	[略]	1,850円
輪車免許、 普通自動二	法第97条の2第 1項第3号又は 第5号に該当し て同項の適用を 受ける場合	[略]	1,950円 施行令第33条の6 の2第6号に掲げ るやむを得ない理 由のため <u>免許証等</u> の更新を受けるこ とができなかった 者に対する試験で ある場合 750円
二種免許若	法第97条の2第 1項の適用を受 けない場合	[略]	2,800円 技能試験を公安委 員会が提供する自 動車を使用して受ける場合 4,550円

小型特殊自	法第97条の2第	[略]	1,900円
動車免許又	1項の適用を受		施行令第33条の6
は原動機付	ける場合		の2第6号に掲げ
自転車免許			るやむを得ない理
に係る試験			由のため <u>免許証の</u>
			<u>更新</u> を受けること
			ができなかった者
			に対する試験であ
			る場合 <u>800円</u>
	法第97条の2第	[略]	1,500円
	1項の適用を受		
	けない場合		
大型自動車	法第97条の2第	[略]	1,700円
第二種免許	1項第2号に該		
、中型自動	当して同項の適		
車第二種免	用を受ける場合		
許又は普通	法第97条の2第	[略]	1,900円
自動車第二	1項第3号又は		施行令第33条の6
種免許に係	第5号に該当し		の2第6号に掲げ
る試験	て同項の適用を		るやむを得ない理
	受ける場合		由のため <u>免許証の</u>
			<u>更新</u> を受けること
			ができなかった者
			に対する試験であ
			る場合 <u>800円</u>
	法第97条の2第	[略]	4,800円
	1項の適用を受		法第97条第1項第

小型特殊自	法第97条の2第	[略]	1,950円
動車免許又	1項の適用を受		施行令第33条の6
は原動機付	ける場合		の2第6号に掲げ
自転車免許			るやむを得ない理
に係る試験			由のため <u>免許証等</u>
			<u>の更新</u> を受けるこ
			とができなかった
			者に対する試験で
			ある場合 750円
	法第97条の2第	[略]	1,600円
	1項の適用を受		
	けない場合		
大型自動車	法第97条の2第	[略]	1,800円
第二種免許	1項第2号に該		
、中型自動	当して同項の適		
車第二種免	用を受ける場合		
許又は普通	法第97条の2第	[略]	1,950円
自動車第二	1項第3号又は		施行令第33条の6
種免許に係	第5号に該当し		の2第6号に掲げ
る試験	て同項の適用を		るやむを得ない理
	受ける場合		由のため <u>免許証等</u>
			<u>の更新</u> を受けるこ
			とができなかった
			者に対する試験で
			ある場合 750円
	法第97条の2第	[略]	4,500円
	1項の適用を受		技能試験を公安委

		けない場合		2号に掲げる事項 について行う試験 を公安委員会が提			けない場合		員会が提供する自 動車を使用して受 ける場合 7,450円
				供する自動車を使					<u>.,,100/1</u>
				用して受ける場合					
				7,650円					
	仮運転免許	法第97条の2第	[略]	1,700円		仮運転免許	法第97条の2第	[略]	1,800円
	に係る試験	1項第2号に該				に係る試験	1項第2号に該		
		当して同項の適					当して同項の適		
		用を受ける場合					用を受ける場合		
		法第97条の2第	[略]	1,550円			法第97条の2第	[略]	1,650円
		1項第4号に該					1項第4号に該		
		当して同項の適					当して同項の適		
		用を受ける場合					用を受ける場合		
		法第97条の2第	[略]	2,900円			法第97条の2第	[略]	2,950円
		1項の適用を受		法第97条第1項第			1項の適用を受		技能試験を公安委
		けない場合		2号に掲げる事項			けない場合		員会が提供する自
				について行う試験					動車を使用して受
				を公安委員会が提					ける場合 4,700円
				供する自動車を使					
				用して受ける場合					
				4,350円					
6 法第		運転免許、中型	[略]	3,900円	6 法第		運転免許、中型	[略]	3,950円
89条第		免許又は準中型		公安委員会が提供	89条第		免許又は準中型		公安委員会が提供
3項の		免許を受けてい		する自動車を使用	3項の		免許を受けてい		する自動車を使用
検査	る者に対する	検査		して受ける場合	検査	る者に対する	検査		して受ける場合
				6,400円					6,950円

	普通自動車仮運転免許を受け	[略]	3,750円
	ている者に対する検査		公安委員会が提供
			する自動車を使用
			して受ける場合
			4,550円
7 法第	準中型自動車免許に係る再試	[略]	1,900円
100 条	験		法第100条の2第2
の2第			項の準中型自動車
1項の			の運転について必
再試験			要な技能について
			行う試験を公安委
			員会が提供する自
			動車を使用して受
			ける場合 4,400円
	普通自動車免許に係る再試験	[略]	1,750円
			法第100条の2第2
			項の普通自動車の
			運転について必要
			な技能について行
			う試験を公安委員
			会が提供する自動
			車を使用して受け
			る場合 <u>2,550円</u>
	大型自動二輪車免許又は普通	[略]	1,650円
	自動二輪車免許に係る再試験		法第100条の2第2
			項の大型自動二輪
			車又は普通自動二
•	!	•	'

	普通自動車仮運転免許を受け	[略]	<u>3,850円</u>
	ている者に対する検査		公安委員会が提供
			する自動車を使用
			して受ける場合
			<u>4,650円</u>
7 法第	準中型自動車免許に係る再試	[略]	2,050円
100 条	験		法第100条の2第2
の2第			項の準中型自動車
1項の			の運転について必
再試験			要な技能について
			行う試験を公安委
			員会が提供する自
			動車を使用して受
			ける場合 <u>5,050円</u>
	普通自動車免許に係る再試験	[略]	1,950円
			法第100条の2第2
			項の普通自動車の
			運転について必要
			な技能について行
			う試験を公安委員
			会が提供する自動
			車を使用して受け
			る場合 <u>2,750円</u>
	大型自動二輪車免許又は普通	[略]	1,800円
	自動二輪車免許に係る再試験		法第100条の2第2
			項の大型自動二輪
			車又は普通自動二

			輪車の運転につい					輪車の運転につい
			て必要な技能につ					て必要な技能につ
			いて行う試験を公					いて行う試験を公
			安委員会が提供す					安委員会が提供す
			る自動車を使用し					る自動車を使用し
			て受ける場合					て受ける場合
			3,100円					3, 550円
	原動機付自転車免許に係る再	[略]	1,000円		原動機付自転	車免許に係る再	[略]	1, 100 F
	試験				試験			
8 法第	第一種運転免許又は第二種運	第一種又	2,050円	8 法第	第一種運転	法第92条第1項	第一種又	<u>2, 350</u> □
92条第	転免許に係る免許証の交付	は第二種	(法第92条第1項	92条第	免許又は第	<u>の規定による交</u>	は第二種	(日を同じくして
1項の		免許証交	後段の規定により	1項 <u>又</u>	二種運転免	付を受ける場合	<u>免許証交</u>	第一種運転免許又
免許証		付手数料	一の種類の免許に	は第95	許に係る免		付手数料	は第二種運転免許
の交付			係る免許証に他の	条の2	許証の交付			のうち2以上の種
			種類の免許に係る	第11項				類の免許を受ける
			事項を記載してそ	の免許				者(以下「複数角
			の種類の免許に係	証の交				許取得者」という
			る免許証の交付に	付				。) に対する交付
			代える場合にあっ					<u>にあっては、2,150</u>
			ては、2,050円に当					円に与える免許1
			該他の種類の免許					種類ごとに200円を
			に係る事項を記載					加えた額)_
			<u>するごとに200円を</u>					施行令第33条の6
			加えた額)					の2第6号に掲け
			施行令第33条の6					るやむを得ない理
			の2第6号に掲げ					由のため免許証等
			るやむを得ない理					の更新を受けるこ

			由のため免許証の						とができなかった
			更新を受けること						者であって、法第
			ができなかった者						97条の2第1項第
			であって、法第97						3号に該当して同
			条の2第1項第3						項の適用を受けた
			号に該当して同項						もの(以下「特定
			の適用を受けたも						試験免除者」とい
			のに対する交付で						<u>う。)に対する交</u>
			<u>ある場合 1,700円</u>						付である場合
			(法第92条第1項						<u>2,100</u> ₽
			後段の規定により						(複数免許取得者
			一の種類の免許に						に対する交付にあ
			係る免許証に他の						<u>っては、1,900円</u> ほ
			種類の免許に係る						与える免許1種類
			事項を記載してそ						ごとに200円を加え
			の種類の免許に係						<u>た額)</u>
			る免許証の交付に				法第95条の2第	免許情報	<u>2,550</u> ₽
			代える場合にあっ				<u>11項の規定に基</u>	記録個人	
			ては、1,700円に当				づく交付を受け	番号カー	
			該他の種類の免許				る場合	ド保有者	
			に係る事項を記載					第一種又	
			するごとに200円を					は第二種	
			加えた額)_					免許証交	
								付手数料	
	仮運転免許に係る免許証の交	[略]	<u>1,150円</u>			仮運転免許に	係る免許証の交	[略]	<u>1, 100</u> P
	付					付			
9 法第	第一種運転免許又は第二種運	[略]	2,250円	9 海	去第	第一種運転免	許又は第二種運	[略]	2,600⊞

94条第	転免許に係る免許証の再交付			94条第	転免許に係る免許証の再交付		
2項の	仮運転免許に係る免許証の再	[略]	1,150円	2項の	仮運転免許に係る免許証の再	[略]	<u>1,050</u> F
免許証	交付			免許証	交付		
の再交				の再交			
付				付			
				9の2	法第95条の2第6項の規定に	取得時不	1, 550
				法第95	基づく申出をする場合	交付申出	(複数免許取得
				条の2		者特定免	に係る記録にあっ
				第3項		許情報記	ては、1,350円に-
				の特定		録手数料	える免許1種類
				免許情			とに200円を加え
				報の記			額)_
				<u>録</u>			特定試験免除者は
							係る記録である。
							<u>台</u> 1,350
							(複数免許取得
							に係る記録にあ
							ては、1,150円に
							える免許1種類
							とに200円を加える
							額)_
					法第101条の4の2第2項の	更新時不	800
					規定に基づく申出(以下「更	交付申出	
					新時不交付申出」という。)	者特定免	
					をする場合	許情報記	
						録手数料	
					法第95条の2第6項の規定に	特定免許	<u>1, 500</u>

				基づく申出及び更新時不交付	情報記録	法第92条第1項、
				申出のいずれをもしない場合	手数料	第95条の2第11項
						若しくは第101条の
						4の2第1項の規
						定による免許証(
						仮運転免許に係る
						ものを除く。以下
						この項及び9の3
						の項において同じ
						。)の交付又は法
						第94条第2項の規
						定に基づく免許証
						の再交付と同時に
						記録を受ける場合
						100円
				法第95条の3の規定により読み		1,550円
			-	適用する法第92条第2項の規		(複数免許取得者
				法第106条の4第2項の規定に	え手数料	(免許証及び免許
			<u>よる免</u>	許情報記録の書換え		情報記録個人番号
						カードを有する者
						を除く。) に係る
						書換えにあっては
						、1,350円に与える
						<u>免許1種類ごとに</u>
						200円を加えた額)
						免許証及び免許情
						報記録個人番号力

								<u>ードを有</u>	
								係る書換	
10	免許証の更新(法第101条の	 	2,500円	10	会 許 証 の 右	法第101条の2	- 	場合	<u>100円</u> 2,750円
	2の2第1項の規定に基づき		2, 300 1			の2第1項の規			2, 100 1
	免許証の更新の申請をする場	机丁级相				定に基づく経由			
	<u>元前 </u>					地公安委員会を	<u>35X1/1</u>		
	<u>ロ こ </u>	免許証経	2,550円			経由して行う更			
	2の2第1項の規定に基づき		2,000 1		間の更新を	新申請書の提出			
	免許証の更新の申請をする場				受ける場合				
		<u> 2901 1 </u>			<u>を</u> 除く。)	請」という。)			
101 条	<u> </u>			101 条		をする場合			
020				の2の			更新時不		1,300円
2 第 1				2 第 1		出をする場合(交付申出		
項の <u>免</u>				項の <u>免</u>		経由申請をする	者免許証		
許証の				許証等		場合を除く。)	更新手数		
更新				の更新			<u>料</u>		
						経由申請及び更	免許証更		2,850円
						新時不交付申出	新手数料		
						のいずれをもし			
						ない場合			
					免許情報記	経由申請をする	経由地書		1,000円
					録の有効期	場合であって、	換申出者		
					間の更新(法第101条の2	免許情報		
					同時に免許	の2第3項の規	記録経由		
					証の有効期	定に基づく申出	更新手数		
					間の更新を	<u>(以下「経由地</u>	<u>料</u>		

1		I		1 1 1	ı ı		*	ı	İ
							書換申出」とい		
						<u>を除く。)</u>	<u>う。)をすると</u>		
							き		
							経由申請をする	免許情報	1,950円
							場合であって、	記録経由	
							経由地書換申出	更新手数	
							をしないとき	料	
							経由申請をしな		2,100円
							い場合	記録更新	2, 100/1
							<u>V · 9/10 口</u>		
						A =4 = -1:	And the state of the	手数料	
									2,500円
								換申出者	
						新及び免許	経由地書換申出	<u>免許証等</u>	
						情報記録の	<u>をするとき</u>	経由更新	
						有効期間の		手数料	
						更新	経由申請をする	免許証等	2,850円
							場合であって、	経由更新	
							経由地書換申出		
							をしないとき	<u> </u>	
							経由申請をしな		2,950円
									2, 930[]
							<u>い場合</u>	更新手数	
				_				<u>料</u>	
	条の2の2第1項の <u>免許証</u>		550円			経由地書換申	出をする場合	経由地書	1,700円
の更新に係	系る経由事務	<u>料</u>			101 条			換手数料	
					の2の	経由地書換申	出をしない場合	経由手数	<u>750円</u>
					2第1			<u>料</u>	
					項の <u>免</u>				

5.4.7			
[略]			T
11 <i>の</i> 3	法第97条の2第1項第3号イ若	[略]	3,550円
しくは	ハ又は第101条の4第3項の運		
転技能	検査等(同号イに規定する運転		
技能検	査に限る。)		
12 法第	91条又は第91条の2第2項の規	[略]	1,400円
定によ	り運転することができる自動車		公安委員会が提供
等の種	類を限定された者のその限定の		する自動車を使用
全部又	は一部の解除の審査		して受ける場合
			<u>2,850円</u>
[略]			
14 法第	大型自動車免許、中型自動車	[略]	23,400円
99条の	免許又は準中型自動車免許に		[略]
2第4	係る審査		
項第1	普通自動車免許に係る審査	[略]	19,500円
号イの			[略]
審査	特定第一種運転免許に係る審	[略]	14,700円
	查		 [略]
	大型自動車第二種免許、中型	[略]	21,500円
	自動車第二種免許又は普通自		 [略]
	動車第二種免許に係る審査で		
	、これらの免許に対応する第		
I	,		I

許証等			
の更新			
に係る			
経由事			
務			
[略]			
1103	法第97条の2第1項第3号イ若	[略]	3,650円
しくは	ハ又は第101条の4第3項の運		
転技能	検査等(同号イに規定する運転		
技能検	査に限る。)		
12 法第	91条又は第91条の2第2項の規	[略]	1,350円
定によ	り運転することができる自動車		公安委員会が提供
等の種	類を限定された者のその限定の		する自動車を使用
全部又	は一部の解除の審査		して受ける場合
			3,100円
[略]			
14 法第	大型自動車免許、中型自動車	[略]	23, 750円
99条の	免許又は準中型自動車免許に		[略]
2第4	係る審査		
項第1	普通自動車免許に係る審査	[略]	19,800円
号イの			[略]
審査	特定第一種運転免許に係る審	[略]	14, 450円
	查		[略]
	大型自動車第二種免許、中型	[略]	22, 200円
	自動車第二種免許又は普通自		[略]
	動車第二種免許に係る審査で		
	、これらの免許に対応する第		

	1		1
	一種運転免許に係る技能検定		
	員資格者証の交付を受けてい		
	る者に対するもの		
[略]			
16 法第	大型自動車免許、中型自動車	[略]	14,550円
99条の	免許又は準中型自動車免許に		[略]
3第4	係る審査		
項第1	普通自動車免許に係る審査	[略]	11,850円
号イの			[略]
審査	特定第一種運転免許に係る審	[略]	9,650円
	查		[略]
	大型自動車第二種免許、中型	[略]	12,450円
	自動車第二種免許又は普通自		[略]
	動車第二種免許に係る審査で		
	、これらの免許に対応する第		
	一種運転免許に係る教習指導		
	員資格者証の交付を受けてい		
	る者に対するもの		
17 法第	107条の7第1項の国外運転免	[略]	2,350円
許証の	交付		
18 法第	法第108条の2第1項第1号	[略]	講習
108 条	に掲げる講習		1 時間 750円
の2第	法第108条の2第1項第2号	[略]	講習
1 項各	に掲げる講習		1 時間 2,350円
号に掲	[略]		
	t		
げる講	法第108条の 大型自動車免許	[略]	講習

	一種運転免許に係る技能検定		
	員資格者証の交付を受けてい		
	る者に対するもの		
[略]			
16 法第	大型自動車免許、中型自動車	[略]	15, 100円
99条の	免許又は準中型自動車免許に		[略]
3第4	係る審査		
項第1	普通自動車免許に係る審査	[略]	12,000円
号イの			[略]
審査	特定第一種運転免許に係る審	[略]	9,950円
	查		[略]
	大型自動車第二種免許、中型	[略]	12,850円
	自動車第二種免許又は普通自		[略]
	動車第二種免許に係る審査で		
	、これらの免許に対応する第		
	一種運転免許に係る教習指導		
	員資格者証の交付を受けてい		
	る者に対するもの		
17 法第	107条の7第1項の国外運転免	[略]	2,250円
許証の	交付		
18 法第	法第108条の2第1項第1号	[略]	講習
108 条	に掲げる講習		1時間 850円
の2第	法第108条の2第1項第2号	[略]	講習
1 項各	に掲げる講習		1 時間 2,400円
号に掲	[略]		
げる講	法第108条の 大型自動車免許	[略]	講習
習	2 第 1 項 第 、中型自動車免		1 時間 4,650円

ı	i		ı	
4号に掲げ	許又は準中型自			
る講習	動車免許に係る			
	講習(準中型自			
	動車免許に係る			
	講習にあっては			
	、普通自動車免			
	許を受けている			
	者に対するもの			
	に限る。)			
	準中型自動車免	[略]	講習	
	許に係る講習(1時間	3,500円
	普通自動車免許			
	を受けている者			
	に対するものを			
	除く。)			
	普通自動車免許	[略]	講習	
	に係る講習		1時間	2,800円
法第108条の	大型自動二輪車	[略]	講習	
2 第 1 項 第	免許に係る講習		1時間	4,150円
5号に掲げ	普通自動二輪車	[略]	講習	
る講習	免許に係る講習		1時間	4,000円
法第108条の	2第1項第6号	[略]	講習	
に掲げる講習			1時間	1,500円
法第108条の	2第1項第7号	[略]	講習	
に掲げる講習			1時間	3,100円
法第108条の	2第1項第8号	[略]	講習	
に掲げる講習			1時間	1,400円
1	l		•	ı

4号に掲げ	許又は準中型自			
る講習	動車免許に係る			
	講習(準中型自			
	動車免許に係る			
	講習にあっては			
	、普通自動車免			
	許を受けている			
	者に対するもの			
	に限る。)			
	準中型自動車免	[略]	講習	
	許に係る講習(1時間	3,800円
	普通自動車免許			
	を受けている者			
	に対するものを			
	除く。)			
	普通自動車免許	[略]	講習	
	に係る講習		1時間	3,050円
法第108条の	大型自動二輪車	[略]	講習	
2第1項第	免許に係る講習		1時間	4,300円
5号に掲げ	普通自動二輪車	[略]	講習	
る講習	免許に係る講習		1時間	4,200円
法第108条の	2第1項第6号	[略]	講習	
に掲げる講習			1時間	1,750円
法第108条の	2第1項第7号	[略]	講習	
に掲げる講習			1時間	3,200円
法第108条の	2第1項第8号	[略]	講習	
に掲げる講習			1時間	1,850円
			•	

法第108条の	2第1項第9号	[略]	講習
に掲げる講習			1時間 750円
法第108条の	準中型自動車免	[略]	講習
2第1項第	許に係る講習		1時間 2,150円
10号に掲げ	普通自動車免許	[略]	講習
る講習	に係る講習		1時間 2,050円
	大型自動二輪車	[略]	講習
	免許に係る講習		1時間 2,700円
	普通自動二輪車	[略]	講習
	免許に係る講習		1時間 2,550円
	原動機付自転車	[略]	講習
	免許に係る講習		1時間 2,450円
法第108条の	法第92条の2第	[略]	500円
2第1項第	1項の表の備考		
11号に掲げ	<u>1の2</u> に規定す		
る講習	る優良運転者に		
	対する講習		

法第108条の 2 第 1 項第 9 号	VI. Mr. 100 M. D.			544 2121
注第108条の 準中型自動車免 注略 注略 注 1時間 2,300円 1時間 2,300円 1時間 2,150円 注 1時間 2,550円 上 注 1時間 2,550円 上 上 上 上 上 上 上 上 上		2第1項第9号	[略]	講習
2 第 1 項第	に掲げる講習	,		1 時間 900円
10号に掲げる講習	法第108条の	準中型自動車免	[略]	講習
大型自動二輪車	2第1項第	許に係る講習		1 時間 2,300円
大型自動二輪車 免許に係る講習 1時間 2,850円 普通自動二輪車 免許に係る講習 1時間 2,700円 原動機付自転車 免許に係る講習 1時間 2,550円 原動機付自転車 免許に係る講習 1時間 2,550円 公安委員会の使用 公安委員会の使用 に係る電子計算機 (入出力装置を含 む。以下同じ。) と講習を受ける者 の使用に係る電子 計算機とを電気通 信回線で接続した 電子情報処理組織 を使用する方法に よる講習 (以下「 オンライン講習」 という。)である	10号に掲げ	普通自動車免許	[略]	講習
免許に係る講習 1時間 2,850円 普通自動二輪車 免許に係る講習 1時間 2,700円 原動機付自転車 免許に係る講習 1時間 2,700円 接第108条の 2第1項第 1項の表の備考 11号に掲げ 3優良運転者に 対する講習 [略] 500円 公安委員会の使用 に係る電子計算機 (入出力装置を含む。以下同じ。) と講習を受ける者 の使用に係る電子 計算機とを電気通 信回線で接続した 電子情報処理組織 を使用する方法に よる講習(以下「 オンライン講習」 という。)である	る講習	に係る講習		1 時間 2,150円
普通自動二輪車 免許に係る講習 1時間 2,700円 原動機付自転車 免許に係る講習 1時間 2,550円 法第108条の 法第95条の6第 [略] 500円 2第1項第 1項の表の備考 250円 1月に掲げる講習 260世用 に係る電子計算機 (入出力装置を含 対する講習 26世転者に 対する講習 26世転者に 対する講習 26世末者に 対する講習 26世末者に 対する講習 27世末報とを電気通信回線で接続した 電子情報処理組織 を使用する方法に よる講習(以下「 オンライン講習」 という。)である		大型自動二輪車	[略]	講習
免許に係る講習 1時間 2,700円 原動機付自転車 免許に係る講習 1時間 2,550円 法第108条の 注第108条の 注第1項の表の備考 11号に掲げ 3個長運転者に 対する講習 [略] 500円 公安委員会の使用 に係る電子計算機 (入出力装置を含む。以下同じ。) と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習(以下「オンライン講習」という。)である		免許に係る講習		1 時間 2,850円
原動機付自転車 免許に係る講習 1時間 2,550円 法第108条の 法第95条の6第 [略] 500円 2 第 1 項第 1項の表の備考 11号に掲げ 1の口に規定する優良運転者に対する講習 20世別ではのでは、 対する講習 20世別では、 2 第 1 項第 1項の表の備考 1の口に規定する優良運転者に対する講習 20世別では、 2 世別では、 2 世別では、 2 世別では、 2 世別では、 2 世別では、 3 世別では、 3 世別では、 4 世別では、 5 世別では、 5 世別では、 6 回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習(以下「オンライン講習」という。)である		普通自動二輪車	[略]	講習
免許に係る講習		免許に係る講習		1 時間 2,700円
法第108条の 法第95条の6第 1項の表の備考 1項の表の備考 1の口に規定する講習 2の口に規定する講習 2の口に規定する 2の口に規定する 2の口に規定する 2の口に規定する 2の口に規定する 2の口に規定する 2の世別に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した 電子情報処理組織を使用する方法による講習(以下「オンライン講習」という。)である		原動機付自転車	[略]	講習
2 第 1 項第 1項の表の備考 公安委員会の使用 11号に掲げる講習 1の口に規定する優良運転者に対する講習 (入出力装置を含む。以下同じ。)と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習(以下「オンライン講習」という。)である		免許に係る講習		1 時間 2,550円
11号に掲げ 1の口に規定する優良運転者に対する講習 1の口に規定する優良運転者に対する講習 1の世界に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習(以下「オンライン講習」という。)である	法第108条の	法 <u>第95条の6第</u>	[略]	500円
る機良運転者に 対する講習	2第1項第	1項の表の備考		公安委員会の使用
対する講習 <u>む。以下同じ。)</u> と講習を受ける者 の使用に係る電子 計算機とを電気通 信回線で接続した 電子情報処理組織 を使用する方法に よる講習(以下「 オンライン講習」 という。)である	11号に掲げ	<u>1のロ</u> に規定す		に係る電子計算機
と講習を受ける者 の使用に係る電子 計算機とを電気通 信回線で接続した 電子情報処理組織 を使用する方法に よる講習(以下「 オンライン講習」 という。)である	る講習	る優良運転者に		(入出力装置を含
の使用に係る電子 計算機とを電気通信回線で接続した 電子情報処理組織 を使用する方法による講習(以下「 オンライン講習」 という。)である		対する講習		む。以下同じ。)
計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習(以下「オンライン講習」という。)である				と講習を受ける者
信回線で接続した 電子情報処理組織 を使用する方法に よる講習(以下「 オンライン講習」 という。) である				の使用に係る電子
電子情報処理組織を使用する方法による講習 (以下「オンライン講習」という。) である				計算機とを電気通
を使用する方法に よる講習 (以下「 オンライン講習」 という。) である				信回線で接続した
よる講習 (以下「 オンライン講習」 という。) である				電子情報処理組織
<u>オンライン講習」</u> という。) である				を使用する方法に
という。) である				よる講習(以下「
				オンライン講習」
場合 200円				という。) である
				場合 200円

法第92条の2第	[略]	800円	
1項の表の備考			
<u>1の3</u> に規定す			
る一般運転者に			
対する講習			
法第92条の2第	[略]	1,350円	
1項の表の備考		施行令第33条の7	
<u>1の4</u> に規定す		第2項の基準に該	
る違反運転者等		当しない者に対す	
に対する講習		る講習である場合	
		800円	

法 <u>第95条の6第</u>	[略]	800円
1項の表の備考		オンライン講習で
<u>1のハ</u> に規定す		<u>ある場合</u> <u>200円</u>
る一般運転者に		
対する講習		
法 <u>第95条の6第</u>	[略]	1,400円
1項の表の備考		
<u>1のニ</u> に規定す		
る違反運転者等		
のうち特定基準		
不該当者(国家		
公安委員会規則		
で定める施行令		
第33条の7第2		
項の基準に該当		
しない者をいう		
。以下同じ。)		
<u>でないもの</u> に対		
する講習		
法第95条の6第	特定基準	800円
1項の表の備考	不該当者	オンライン講習で
1のニに規定す	に係る違	<u>ある場合 200円</u>
る違反運転者等	<u> 反運転者</u>	
のうち特定基準	等更新時	
不該当者である	講習手数	
ものに対する講	<u>料</u>	
<u>習</u>		

法第108条の	法第71条の5第	[略]	6, 450円
2第1項第	3項に規定する		
12号に掲げ	普通自動車対応		
る講習	免許(以下「普		
	通自動車対応免		
	許」という。)		
	を受けている者		
	(法第97条の2		
	第1項第3号イ		
	及びハに掲げる		
	者並びに法第		
	101条の4第3		
	項の適用を受け		
	る者を除く。)		
	に対する講習		
	普通自動車対応	[略]	2,900円
	免許を受けてい		
	る者(法第97条		
	の2第1項第3		
	号イ若しくはハ		
	に掲げる者又は		
	法第101条の4		
	第3項の適用を		
	受ける者に限る		
	。)又は第一種		
	運転免許若しく		
	は第二種運転免		

法第108条の	法第71条の5第	[略]	6,600円
2第1項第	3項に規定する		
12号に掲げ	普通自動車対応		
る講習	免許(以下「普		
	通自動車対応免		
	許」という。)		
	を受けている者		
	(法第97条の 2		
	第1項第3号イ		
	及びハに掲げる		
	者並びに法第		
	101条の4第3		
	項の適用を受け		
	る者を除く。)		
	に対する講習		
	普通自動車対応	[略]	<u>2,950円</u>
	免許を受けてい		
	る者(法第97条		
	の2第1項第3		
	号イ若しくはハ		
	に掲げる者又は		
	法第101条の4		
	第3項の適用を		
	受ける者に限る		
	。)又は第一種		
	運転免許若しく		
	は第二種運転免		

				_	
		許であって普通			
		自動車対応免許			
		以外のもののみ			
		を受けている者			
		に対する講習			
	法第108条の	運転者の資質の	[略]		12,500円
	2 第 1 項第	向上に資する活			
	13号に掲げ	動を伴わない場			
	る講習	合			
		運転者の資質の	[略]		9,050円
		向上に資する活			
		動を伴う場合			
	法第108条の	2 第 1 項第14号	[略]	講習	
	に掲げる講習			1 時間	2,250円
	法第108条の	2 第 1 項第15号	[略]	講習	
	に掲げる講習			1時間	2,000円
	法第108条の	2 第 1 項第16号	[略]	講習	
	に掲げる講習			1時間	2,000円
19 法第	108条の2第1	項第10号、第13	[略]		900円
号又は第	第14号に掲げる	講習の通知			
20 法 <u>第</u>	104条の4第5	項(法第105条第	[略]		1,100円
2項に	おいて準用する	場合を含む。)			
の運転	経歴証明書の交	付			
20の2	法 <u>第104条の4</u>	第5項の運転経	[略]		1,100円
歴証明:	書の再交付				
				I	

		許であって普通			
		自動車対応免許			
		以外のもののみ			
		を受けている者			
		に対する講習			
	法第108条の	運転者の資質の	[略]		12,900円
	2第1項第	向上に資する活			
	13号に掲げ	動を伴わない場			
	る講習	合			
		運転者の資質の	[略]		9,350円
		向上に資する活			
		動を伴う場合			
	法第108条の	2 第 1 項第14号	[略]	講習	
	に掲げる講習		1 時間	2,600円	
	法第108条の	2 第 1 項第15号	[略]	講習	
	に掲げる講習			1 時間	2,100円
	法第108条の	2 第 1 項第16号	[略]	講習	
	に掲げる講習			1 時間	2,050円
19 法第1	108条の2第1	項第10号、第13	[略]		1,000円
号又は第	第14号に掲げる	講習の通知			
20 法第105条の2第1項の運転経歴証		[略]		1,150円	
明書の	交付				
2002	法 <u>第105条の2</u>	第1項の運転経	[略]		1,150円
歴証明	書の再交付				
20 Ø 3	法第105条の 2	第3項の運転経	運転経歴		900円
歴情報(の記録		情報記録	法第105条	の2第1
歴情報6	の記録		情報記録	<u>法第105条</u>	の2第1

								手数料	項の規定 運転経歴 交付又は 同時に記 る場合	証明書の 再交付る 録を受り 100F
21 法第 108 条		:の6第2号の講	[略]	1,350円	21 法第 108 条		:の6第2号の講	[略]		<u>1, 400 F</u>
		普通自動車対応	[略]	6,450円			普通自動車対応	[略]		6, 600 F
		免許を受けてい	[뉴다]	0, 100 1	2項の		免許を受けてい			0,0001
講習	の講習	る者(法第97条			講習	の講習	る者(法第97条			
		の2第1項第3					の2第1項第3			
		号イ及びハに掲					号イ及びハに掲			
		げる者並びに法					げる者並びに法			
		第101条の4第					第101条の4第			
		3項の適用を受					3項の適用を受			
		ける者を除く。					ける者を除く。			
)に対する講習)に対する講習			
		普通自動車対応	[略]	2,900円			普通自動車対応	[略]		2, 950 F
		免許を受けてい					免許を受けてい			
		る者(法第97条					る者(法第97条			
		の2第1項第3					の2第1項第3			
		号イ若しくはハ					号イ若しくはハ			
		に掲げる者又は					に掲げる者又は			
		法第101条の4 第3項の適用を					法第101条の4 第3項の適用を			
		男3頃の週用を 受ける者に限る					第3頃の週用を 受ける者に限る			
		。)又は第一種					。)又は第一種			

は第二種運転免			,	は第二種運転免		
許であって普通				許であって普通		
自動車対応免許				自動車対応免許		
以外のもののみ				以外のもののみ		
を受けている者				を受けている者		
に対する講習			,	に対する講習		
22 法第97条の2第1項第3号イ若しく	[略]	<u>1,450円</u>	,	22 法第97条の2第1項第3号イ若しく	[略]	1,400円
はロ、第101条の4第2項又は第101条		公安委員会が法第		はロ、第101条の4第2項又は第101条		公安委員会が法第
の7第1項の認知機能検査等を行う者		108条の2第1項第		の7第1項の認知機能検査等を行う者		108条の2第1項第
に対する講習		12号に掲げる講習		に対する講習		12号に掲げる講習
		における指導に必				における指導に必
		要な能力を有する				要な能力を有する
		と認める者に対す				と認める者に対す
						2 3#577 - 1 2 1 D A
		る講習である場合				る講習である場合

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和7年3月24日から施行する。